

# こんにちは 家畜保健衛生所です

## ★死亡牛の検査対象月齢の変更について★

国内の牛海綿状脳症（BSE）の発生リスクについて、これまで以上にリスクが減少したため、国内の検査体制の見直し  
が実施されることになりました。

つきましては、以下のように検査対象月齢が変わりますので  
ご了承ください。



平成31年4月より

**BSE臨床疑い牛：全月齢**

**起立不能牛：満48か月齢以上**

**一般的死亡牛：満96か月齢以上**

\* 臨床疑い牛、起立不能牛に該当するかどうかを判断する  
ために死亡診断書が必要になります。  
搬入時に死亡診断書を持参してください！

\* \* 持参出来ない場合は、事前にご連絡頂いた際に、  
**必ず【死亡牛の月齢】【死因】を伝えて下さい！！**

(死亡診断書が無い場合、内容の確認のために  
長時間お待ち頂く場合があります。)



家畜保健衛生所 業務第二課

〒639-2204 御所市南十三152-1

TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771